

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承される～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第10回）が開催（平成28年12月21日）～…………… 1
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向け、関係団体との検討会を実施…………… 6

## 「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」が了承される ～社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第10回）が開催（平成28年12月21日）～

平成28年12月21日（水）、社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第10回）〔委員長：汐見稔幸氏 白梅学園大学学長〕（厚生労働省）が開催され、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ（案）」について検討し、了承されました。

確定となった「とりまとめ」の概要及び全文は下記厚労省ホームページからご覧いただけます。<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html>

今回の保育所保育指針改定の大きな特徴は、（1）乳児・1歳児以上3歳未満児の保育に関する記載の充実、（2）保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ、（3）キャリアパスを見据えた保育士の研修機会の充実・体系化、となっています。詳細は、別紙の資料1、資料2をご参照ください。

今後、この「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」に基づき、改定保育所保育指針本体の改定作業が進められることとなります。

平成28年度内（平成29年3月まで）に改定保育所保育指針が告示され、平成29年度の1年間は周知期間、平成30年度より施行の予定です。

なお、平成28年8月2日に示された、「保育所保育指針の改定に関する中間とりまとめ」（以下、「中間とりまとめ」）（本ニュースNo.16-27にて既報）からの主な変更点は、下記、『中間とりまとめ』からの主な変更点」をご参照ください。

### 『中間とりまとめ』からの主な変更点 ※事務局整理。下線部が変更点

中間とりまとめ（8月2日時点）	議論のとりまとめ（今回確定）
序 保育をめぐる近年の状況	
今後、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の検討状況も踏まえつつ、更に内容の充実が必要な点について引き続き検討を行い、本年末を目途に、最終的な報告を取りまとめる予定である。	※ 左記で言及されている「最終的な報告」が、今回示され確定した「議論のとりまとめ」であるため削除。
1. 保育所保育指針の改定の方向性	
(1) 乳児・1歳以上3歳未満児の保育に関する記載の充実	

<p>(保育の内容の記載の在り方)</p> <p>※ 「中間とりまとめ」で言及なし。「中間とりまとめ」以降の、本委員会での検討を踏まえ、右記を追加。</p>	<p>(保育の内容の記載の在り方)</p> <p>○ <u>特に乳児期においては、現行の5領域で示している保育内容に関する発達が未分化な状況にあることから、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえた上で、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」といった視点から、保育の内容等を記載し、実際の保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実を図ることが考えられる。なお、これらの乳児期の育ちが、5領域の保育内容における育ちと連続するものであることを意識しながら、保育実践の充実が図られることが重要である。</u></p>
<p>(2) 保育所保育における幼児教育の積極的な位置づけ</p>	
<p>(教育的活動の意識的な設定)</p> <p>○ 保育所保育における教育に関して、主体的な遊びを中心とした教育的活動の時間の設定を意識した保育の計画を立てることが重要である。また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である。</p>	<p>(意識的な教育的活動の展開)</p> <p>○ 保育所保育における教育に関しては、<u>子どもの発達や成長を援助することを意図して、主体的な遊びを中心とした活動の時間の設定を行うなど、より意識的に保育の計画等において位置づけ、実施することが重要である。なお、このような活動時間の設定に関しては、保護者の就労状況に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意する必要がある。</u>また、保育所での長時間の生活という特性に配慮した時間の過ごし方が重要である。</p>
<p>○ 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱を踏まえて、各保育現場において質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。</p>	<p>○ 保育の計画や保育の記録を踏まえた保育内容の評価については、保育士の専門性の向上や保育実践の改善に加え、教育の質の向上という観点からも重要である。前記の、育みたい資質・能力についての三つの柱も踏まえつつ、各保育現場において<u>子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即した質の高い保育が展開されるよう、保育の計画や評価の在り方について記載を充実することが必要と考えられる。</u></p>
<p>(保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮)</p> <p>○ 5歳児以降については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた視点か</p>	<p>(保護者との子どもの姿や学びの共有、卒園後の学習の接続への配慮)</p> <p>○ 特に5歳児以降については、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のイメージを</p>

<p>ら、保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録するなど、卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人ひとりのよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。</p>	<p><u>幼児教育を行う各施設において共有しつつ、卒園後の学習への接続にも配慮していくことが重要である。なお、保育所児童保育要録等において、子どもたちの成長を評価、記録する際などには、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではなく、一人ひとりのよさや学びの状況等を捉えて行うべきものであることに留意が必要である。</u></p>
<p>※ 「中間とりまとめ」で言及なし。「中間とりまとめ」以降の、本委員会での検討を踏まえ、右記を追加。</p>	<p>○ <u>また、卒園後に放課後児童クラブを利用する子どもが、保育所における生活や育ちとの連続が確保された環境で活動ができるよう、保育所と放課後児童クラブとの間で情報交換の機会を設けるなど、地域の実情に応じた取組を行うことも望まれる。</u></p>
<p><b>(3) 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し</b></p>	
<p>(安全な保育環境の確保)</p> <p>○ 安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むことが必要である。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要である。ただし、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要だが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要である。</p>	<p>(安全な保育環境の確保)</p> <p>○ 安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組むことが必要である。特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面等については、重大事故が発生しやすいことを踏まえての対応が重要である。<u>なお、重大事故を防ぐために危険を取り除くことは必要であるが、過度に遊びを制約することについては一定の考慮が必要であり、遊びを通して危険を回避する力を身につけていくことの重要性にも留意すべきである。</u></p>
<p>○ 一人ひとりの障害は様々であり、その状態も多様であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要である。保育士等の子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面への配慮が必要である。</p>	<p>○ 一人一人の障害や必要とする特別な配慮は様々であることから、発達してきた過程や心身の状態を把握し、理解することが重要である。保育士等の子どもとの関わりにおいては、個に応じた関わりと集団の一員としての関わりの両面への配慮が必要である。</p>
<p><b>2. 改定の方向性を踏まえた構成の見直し</b></p>	
<p><b>(2) 具体的な章構成 (案)</b></p>	
<p style="text-align: center;"><b>具体的な章構成 (案)</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>1 保育の基本及び目標</p> <p>2 養護の理念</p> <p>3 保育の計画及び評価</p>	<p style="text-align: center;"><b>具体的な章構成 (案)</b></p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <p>3 保育の計画及び評価</p>

<p><b>第2章 保育の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</li> <li>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</li> <li>3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現</li> <li>4 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿</li> <li>5 保育の実施に関して上の配慮留意すべき事項</li> </ol> <p><b>第3章 健康及び安全</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの健康支援</li> <li>2 環境及び衛生管理並びに安全管理</li> <li>3 食育の推進</li> <li>4 災害への備え</li> </ol> <p><b>第4章 子育て支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子育て支援の基本</li> <li>2 保護者に対する子育て支援</li> <li>3 地域における子育て支援</li> </ol> <p><b>第5章 職員の資質向上</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の資質向上に関する基本</li> <li>2 施設長の責務</li> <li>3 職員の研修等</li> <li>4 実施体制等</li> </ol>	<p><u>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</u></p> <p><b>第2章 保育の内容</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</li> <li>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</li> <li>3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現</li> <li>4 <u>保育の実施に関して留意すべき事項</u></li> </ol> <p><b>第3章 健康及び安全</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもの健康支援</li> <li><u>2 食育の推進</u></li> <li><u>3 環境及び衛生管理並びに安全管理</u></li> <li><u>4 災害への備え</u></li> </ol> <p><b>第4章 子育て支援</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>保育所における子育て支援に関する基本的事項</u></li> <li>2 <u>保育所を利用している保護者に対する子育て支援</u></li> <li>3 <u>地域の保護者等に対する子育て支援</u></li> </ol> <p><b>第5章 職員の資質向上</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の資質向上に関する<u>基本的事項</u></li> <li>2 施設長の責務</li> <li>3 職員の研修等</li> <li>4 <u>研修の実施体制等</u></li> </ol>
<p>※ 「中間とりまとめ」で言及なし。「中間とりまとめ」以降の、本委員会での検討を踏まえ、右記を追加。</p>	<p><b>3. <u>幼保連携型認定こども園の保育に関する事項</u></b></p> <p><b>(1) <u>幼保連携型認定こども園における保育の内容</u></b></p> <p>○ <u>幼保連携型認定こども園における保育の内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で定められており、保育所保育指針との整合性の確保が求められている。このため、今後、教育・保育要領の改訂がなされる際には、前章までに記載されている保育指針改定の方向性を踏まえた改訂が行われることが必要である。</u></p> <p>○ <u>さらに、認定こども園は、在園時間や期間等が異なる多様な子どもが在園している</u></p>

	<p><u>ことや、3歳児からの新入園児が多くいるなどの特色があることから、前章までの事項に加え、これらの認定こども園の特色についても留意した改訂が行われるべきものと考えられる。</u></p> <p><b>(2) 多様な子どもが在園していることへの配慮</b></p> <p>○ <u>認定こども園においては、在園時間等、一日の生活リズムの異なる子どもと一緒に生活しているという特色を踏まえ、例えば、活動内容や時間の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるようにするなどの配慮をすることが望ましい。</u></p> <p>○ <u>保育を必要とする子どもと短時間で降園する子どもの人数比や保育室の配置などで、一日の過ごし方や環境の作り方は変化することから、それぞれの園の状況によって、子ども一人一人の一日の生活の流れを考えた創意工夫が必要である。</u></p>
	<p>○ <u>保育の時間と教育課程に係る時間の内容とは切り離すのではなく、緩やかに関連を持たせながら、それぞれの時間帯ならではの経験ができる内容を積極的に位置づけることが望ましい。そのための環境構成の工夫や教材研究、担当職員間での緊密な連携等も重要である。</u></p> <p><b>(3) 2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮</b></p> <p>○ <u>幼保連携型認定こども園においては、3歳児から入園する子どもも多いことから、これらの子どもの3歳児までの育ちの理解や受け止めなど、家庭との連携の下で、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要である。</u></p> <p>○ <u>園内で2歳児から3歳児へと移行する子どもが安定して過ごせることが、3歳からの新入園児の安定にもつながる。受け入れる場や人の連続、担当職員等の連携など、2歳児から移行する子どもが安定して過ごせるように配慮することが望ましい。</u></p>

# 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向け、 関係団体との検討会を実施

平成 28 年 12 月 22 日、内閣府は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領に係る関係団体との検討会」を開催しました。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、教育・保育要領）は、平成 27 年 4 月 1 日に始まった子ども・子育て支援新制度とともに施行から 1 年 9 カ月が経過したところです。他方では、保育所保育指針及び幼稚園教育要領が平成 28 年度内に改定され、29 年度の周知期間を経て、30 年度に施行が予定されています。教育・保育要領については、保育所保育指針及び幼稚園教育要領との整合を図っていくこととされており、施行から時間が経過しない中ではあるも、改訂の検討に付されています。

本関係団体との検討会では、先行して本年度 6 回にわたって実施された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」審議のまとめ（案）をふまえて、以下の検討課題について意見交換がされました。次回の開催については未定です。

## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に向けた 検討課題

- 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、
  - ・ 在園期間や時間等の異なる、多様な園児がいることへの配慮や、園児一人一人の状況に応じた教育及び保育の在り方について。
  - ・ 一日の生活リズムの多様性を配慮し、それを生かした、幼保連携型認定こども園ならではの生活をつくっていくための全体的な計画の作成等について。
- 幼保連携型認定こども園ならではの保護者に対する子育ての支援及び地域の子育て支援の充実等について。